



六管区水路通報第20号

令和6年5月24日

第六管区海上保安本部

【目次】

第205項	瀬戸内海	水島港付近	環境調査
第206項	瀬戸内海	備讃瀬戸南航路	灯浮標復旧
第207項	瀬戸内海	備讃瀬戸、北木島西方	沈船存在
第208項	瀬戸内海	福山港	掘下げ作業等
第209項	瀬戸内海	西条港東方	海上作業
第210項	瀬戸内海	西条港付近	掘下げ作業等
第211項	瀬戸内海	三原瀬戸	灯浮標交換作業
第212項	瀬戸内海	大三島西方	灯浮標交換作業
第213項	瀬戸内海	来島海峡	指定経路設定等(予告)
第214項	瀬戸内海	呉港付近、三ツ子島北東方	海上訓練
第215項	瀬戸内海	広島湾、江田島湾	魚礁設置
第216項	瀬戸内海	広島湾	環境調査
第217項	瀬戸内海	広島湾、桂島北西方	海上訓練
第218項	瀬戸内海	広島湾、桂島西方	海上訓練
第219項	瀬戸内海	松山港	岸壁築造工事等
お知らせ	【7/1開始】来島海峡航路西側海域における安全対策について		

◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定例的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○水路測量公示

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

また、航行警報もインターネットで入手できます。

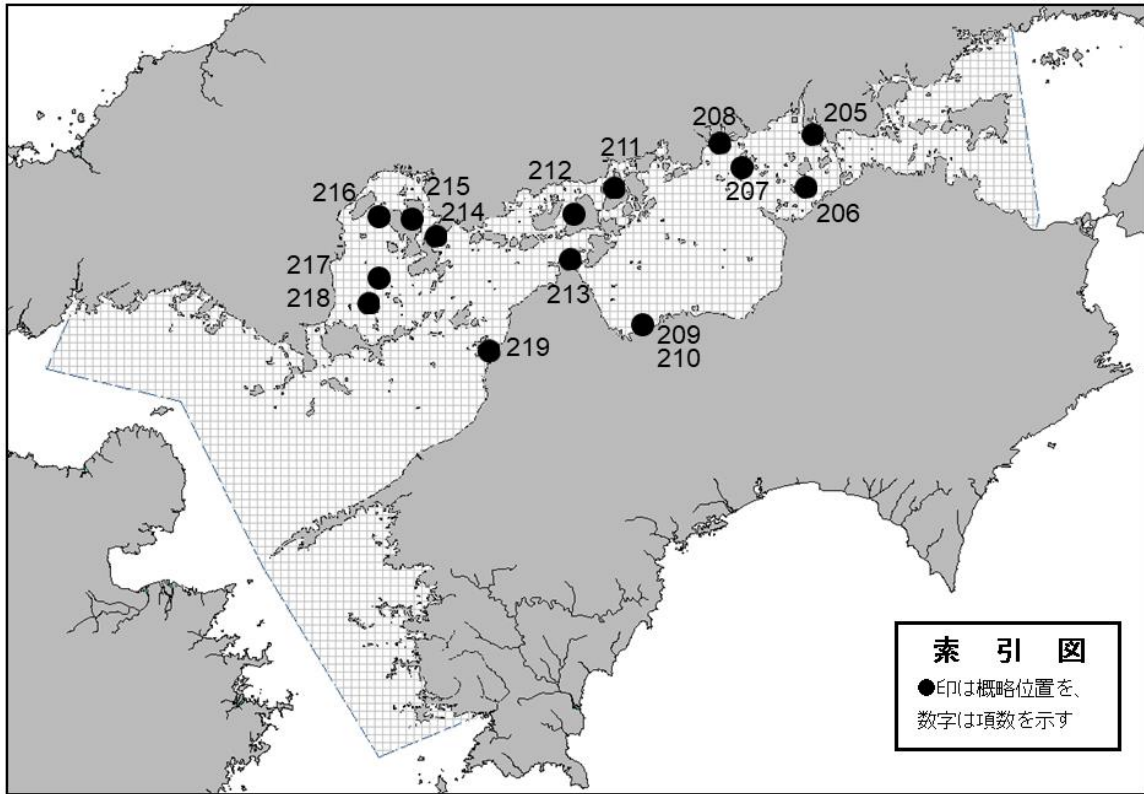
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

～ 海の事件・事故は 118番へ ～



★6年205項 瀬戸内海 — 水島港付近 環境調査

期 間 令和6年5月27日～令和7年1月31日(予備日を伴う)

区域1 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-27-51N 133-41-23E
- (2) 34-27-54N 133-41-23E
- (3) 34-27-54N 133-41-31E
- (4) 34-27-51N 133-41-31E

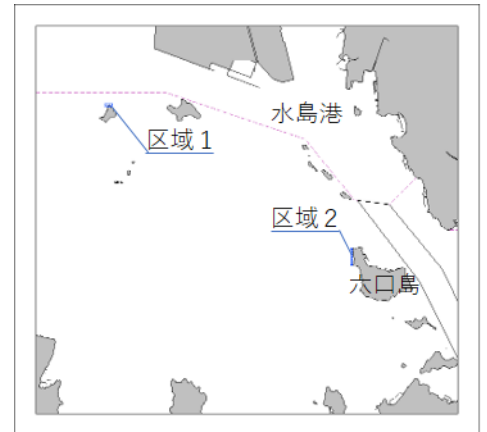
区域2 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-25-51N 133-45-36E
- (2) 34-25-37N 133-45-36E
- (3) 34-25-37N 133-45-34E
- (4) 34-25-51N 133-45-34E

- 備 考 (1) 潜水作業を伴う
(2) 警戒船を配置

海 図 W1127B-JP1127B-W1116-W137B-
JP137B-W153-JP153

出 所 第六管区海上保安本部



★6年206項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸南航路 灯浮標復旧

六管区水路通報6年19号190項削除

名称 備讃瀬戸南航路第7号灯浮標
位置 34-20.3N 133-45.3E
海図 W1123-W1122-W137B-
JP137B-W153-JP153
参照書誌 411 4241番
出所 第六管区海上保安本部



★6年207項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸、北木島西方 沈船存在

位置 34-23.6N 133-29.5E付近
備考 (1) 長さ約43m
(2) 沈船存在を示すバーチャルAIS航路標識4基を設置
白石島西方AバーチャルAIS航路標識
(北方位標識) (V/SHIRAIISHI-W-A)
白石島西方BバーチャルAIS航路標識
(東方位標識) (V/SHIRAIISHI-W-B)
白石島西方CバーチャルAIS航路標識
(南方位標識) (V/SHIRAIISHI-W-C)
白石島西方DバーチャルAIS航路標識
(西方位標識) (V/SHIRAIISHI-W-D)
海図 W137B-JP137B-W1118-
W153-JP153-W100A
出所 第六管区海上保安本部



★6年208項 瀬戸内海 - 福山港 掘下げ作業等

期間 令和6年6月3日～8月10日の日出～日没

1. 掘下げ作業

区域1 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-27-01N 133-25-14E (岸線上)
- (2) 34-27-05N 133-25-18E
- (3) 34-26-58N 133-25-33E
- (4) 34-26-52N 133-25-30E (岸線上)

- 備考 (1) 作業はクラブ浚渫船(スパッド式)で実施
(2) 区域を示す灯付浮標を設置
(3) 警戒船を配置

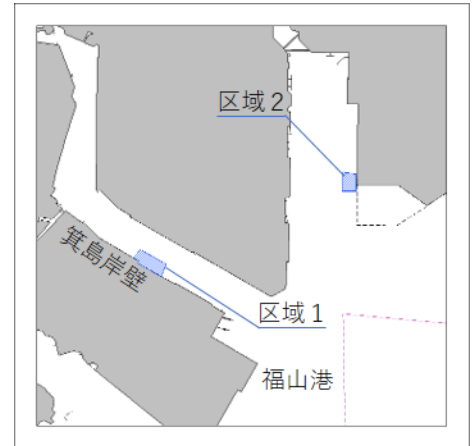
2. 揚土作業

区域2 4点により囲まれる区域

- (1) 34-27-41N 133-27-23E
- (2) 34-27-33N 133-27-23E
- (3) 34-27-33N 133-27-15E
- (4) 34-27-42N 133-27-15E

海図 W1137-JP1137

出所 福山港長



★6年209項 瀬戸内海 - 西条港東方 海上作業

期間 令和6年6月3日～11月30日(予備日を含む)の日出～日没

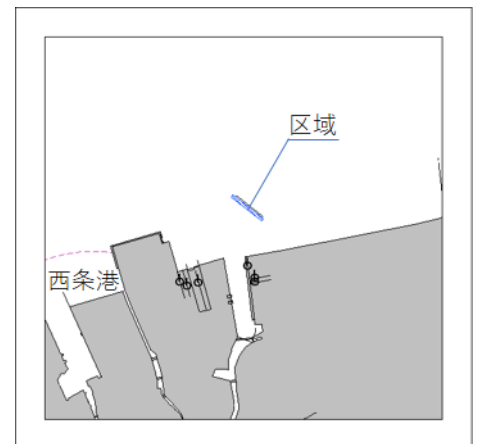
区域 4地点により囲まれる区域

- (1) 33-57-15N 133-11-50E
- (2) 33-57-04N 133-12-07E
- (3) 33-57-03N 133-12-06E
- (4) 33-57-14N 133-11-49E

- 備考 (1) 潜水作業を伴う
(2) 警戒船を配置

海図 W1236-W1128-JP153-W153

出所 第六管区海上保安本部



★6年210項 瀬戸内海 — 西条港付近 掘下げ作業等

期 間 令和6年6月1日～10月31日(予備日を含む)の日出～日没

1. 掘下げ作業

区域1 4地点により囲まれる区域

- (1) 33-56-32N 133-09-55E
- (2) 33-56-19N 133-10-03E
- (3) 33-56-13N 133-09-49E
- (4) 33-56-27N 133-09-41E

- 備 考 (1) 作業はグラブ浚渫船(スパッド式)で実施
(2) 警戒船を配置

2. 揚土作業

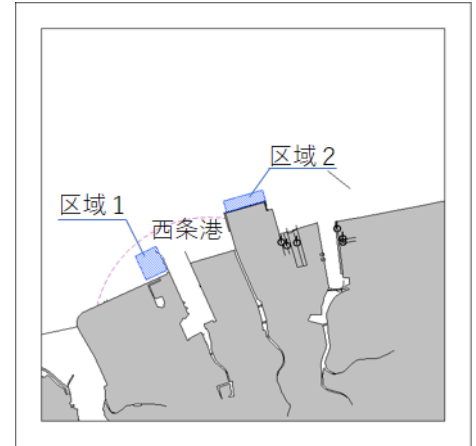
区域2 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 33-56-51N 133-10-43E (岸線上)
- (2) 33-56-57N 133-10-41E
- (3) 33-57-04N 133-11-07E
- (4) 33-56-57N 133-11-09E (岸線上)

- 備 考 (1) 作業船のアンカー位置に黄色灯付浮標を設置
(2) 警戒船を配置

海 図 W1236-W1128

出 所 今治海上保安部



★6年211項 瀬戸内海 — 三原瀬戸、瀬戸田港

灯浮標交換作業

期 間 令和6年6月12日(予備日13日～19日)の日出～日没

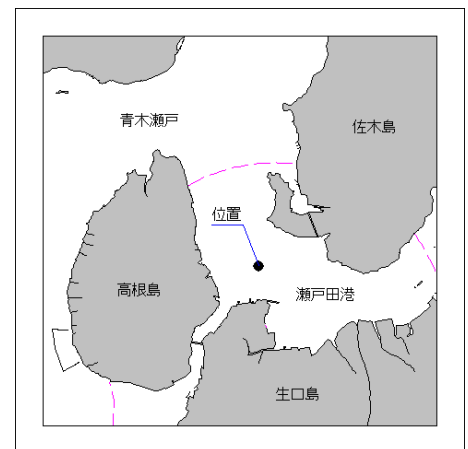
位 置 34-19.1N 133-05.6E、瀬戸田水道北口灯浮標

備 考 警戒船を配置

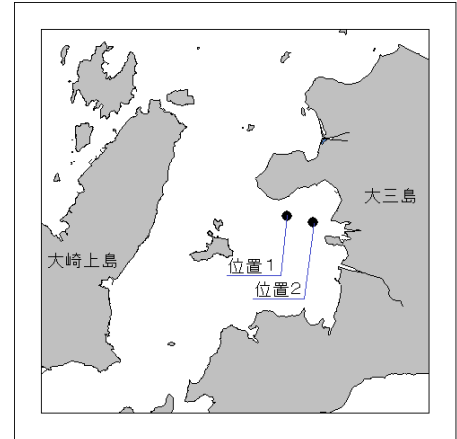
海 図 W1129-W114-W103-W1118

参照書誌 411 4501番

出 所 尾道海上保安部



★6年212項 瀬戸内海 — 大三島西方 灯浮標交換作業
 期間 令和6年6月11日(予備日12日~18日)の日出~日没
 位置1 34-15.2N 132-58.5E、宮浦第1号灯浮標
 位置2 34-15.1N 132-59.0E、宮浦第3号灯浮標
 備考 (1) 作業船のアンカー位置を示す浮標を設置
 (2) 警戒船を配置
 海図 W1129-W103
 参照書誌 411 4522、4523番
 出所 第六管区海上保安本部



★6年213項 瀬戸内海 — 来島海峡 指定経路設定等(予告)

期間 令和6年7月1日1000から施行

1. 指定経路設定

- (1) 来島海峡航路を西向きに航行し、御手洗港防波堤灯台(34-10-39N 132-52-10E)から来島梶取鼻灯台(34-07-06N 132-53-33E)まで引いた線(以下「E線」という。)を横切って航行しようとする船舶は、北流時、来島梶取鼻灯台から27度 5, 210mの地点(以下「A地点」という。)とA地点から258度 1, 850mの地点(以下「B地点」という。)を結んだ線の北側を航行すること。南流時には、A地点とB地点を結んだ線の南側を航行すること。
- (2) E線を横切って来島海峡航路を東向きに航行しようとする船舶は、北流時、A地点とB地点を結んだ線の南側を航行すること。南流時には、A地点とB地点を結んだ線の北側を航行すること。

2. バーチャルAIS航路標識設置

- 位置1 34-09-24N 132-53-55E、来島海峡航路西口AバーチャルAIS航路標識(安全水域標識)
 位置2 34-09-37N 132-55-05E、来島海峡航路西口BバーチャルAIS航路標識(安全水域標識)

3. 推薦航路の短縮

- 区域 3地点を結ぶ線上付近
- (1) 33-57.5N 132-42.9E
 - (2) 33-59.7N 132-44.3E
 - (3) 34-03.4N 132-48.2E

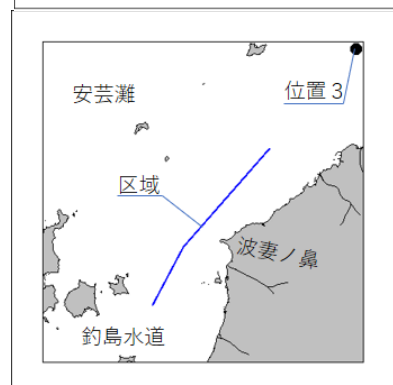
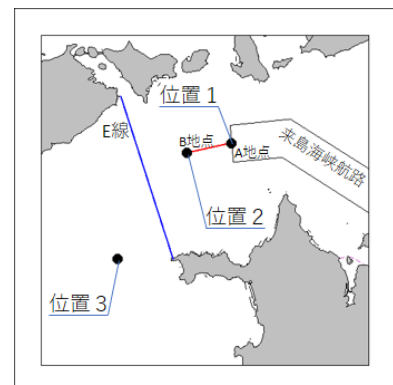
4. 灯浮標廃止

位置3 34-07.1N 132-52.1E、安芸灘南航路第4号灯浮標

備考 詳細については、第六管区海上保安本部交通部
 航行安全課に問い合わせられたい。
 電話 082-251-5111(代表)

海図 W132-JP132-W104-JP104-
 W141-JP141-W1108-JP1108

出所 令和6年海上保安庁告示第25号、第六管区海上保安本部



★6年214項 瀬戸内海 — 呉港付近、三ツ子島北東方 海上訓練

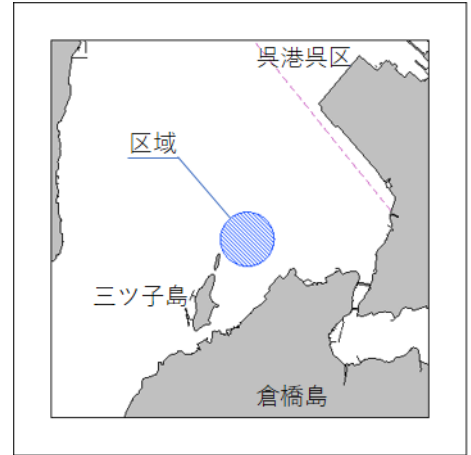
期 間 令和6年6月6日の0900～1200

区 域 34-12-15N 132-31-12Eの地点を中心とする
半径400mの円内

備 考 巡視艇によるえい航訓練等

海 図 W1109-JP1109-W142-JP142-
W1108-JP1108

出 所 第六管区海上保安本部



★6年215項 瀬戸内海 — 広島湾、江田島湾 魚礁設置

区 域 4地点により囲まれる区域

(1) 34-13-29N 132-27-48E

(2) 34-13-24N 132-27-53E

(3) 34-13-22N 132-27-50E

(4) 34-13-28N 132-27-45E

備 考 藻場礁、高さ約0.5m

海 図 W142-JP142

出 所 第六管区海上保安本部



★6年216項 瀬戸内海 — 広島湾 環境調査

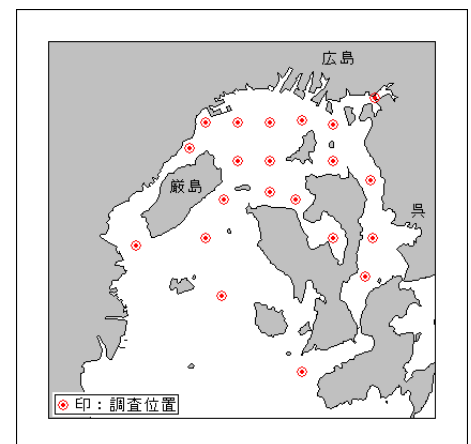
期 間 令和6年6月10日～12日(予備日13日～25日)の日出～日没

位 置 付図に示す21地点

備 考 測量船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚

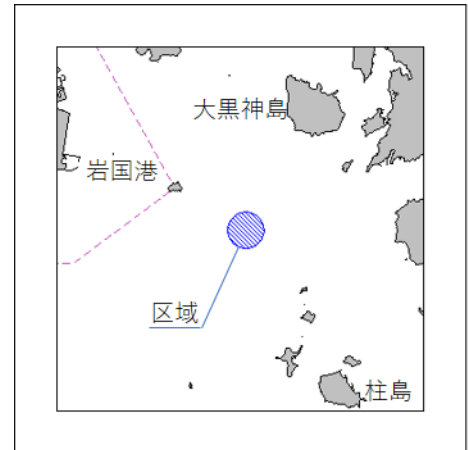
海 図 W1112A-JP1112A-W1112B-
JP1112B-W113-W1109-
JP1109-W142-JP142

出 所 第六管区海上保安本部



★6年217項 瀬戸内海 — 広島湾、柱島北西方 海上訓練

期 間 令和6年5月31日の0900~1600
区 域 34-06.0N 132-21.5Eの地点を中心とする
半径1000mの円内
備 考 巡視船艇によるえい航訓練
海 図 W113-W142-JP142-
W1108-JP1108
出 所 第六管区海上保安本部



★6年218項 瀬戸内海 — 広島湾、柱島西方 海上訓練

期 間 令和6年6月1日(予備日2日)の0900~1100
区 域 4地点により囲まれる区域
(1) 34-02-42N 132-19-55E
(2) 34-02-08N 132-20-18E
(3) 34-01-13N 132-18-30E
(4) 34-01-46N 132-18-06E
備 考 巡視艇によるもやい銃の発射訓練
海 図 W142-JP142-W1108-JP1108
出 所 岩国海上保安署



★6年219項 瀬戸内海 — 松山港、第2区 岸壁築造工事等

六管区水路通報6年13号145項削除

1. ケーソン仮置き

- 期 間 当分の間
区域1 4地点により囲まれる区域
- (1) 33-50-38N 132-41-41E
 - (2) 33-50-38N 132-41-44E
 - (3) 33-50-34N 132-41-44E
 - (4) 33-50-34N 132-41-41E

備 考 ケーソンに黄色簡易灯を設置

2. 岸壁築造工事

期 間 令和6年7月26日まで(予備日を含む)の日出～日没

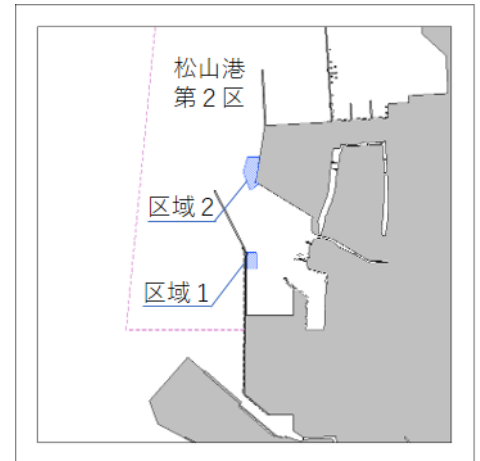
区域2 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 33-50-54N 132-41-45E(岸線上)
- (2) 33-50-52N 132-41-42E
- (3) 33-50-56N 132-41-40E
- (4) 33-51-00N 132-41-41E
- (5) 33-51-00N 132-41-45E(岸線上)

- 備 考
- (1) 地盤改良及び掘下げ作業等
 - (2) 工事区域を示す灯付浮標を設置
 - (3) 作業船のアンカーワイヤーが水面下5mとなる位置に灯付浮標を設置
 - (4) 潜水土による磁気探査作業を伴う
 - (5) 警戒船を配置

海 図 W1124-W164

出 所 松山港長





海上保安庁

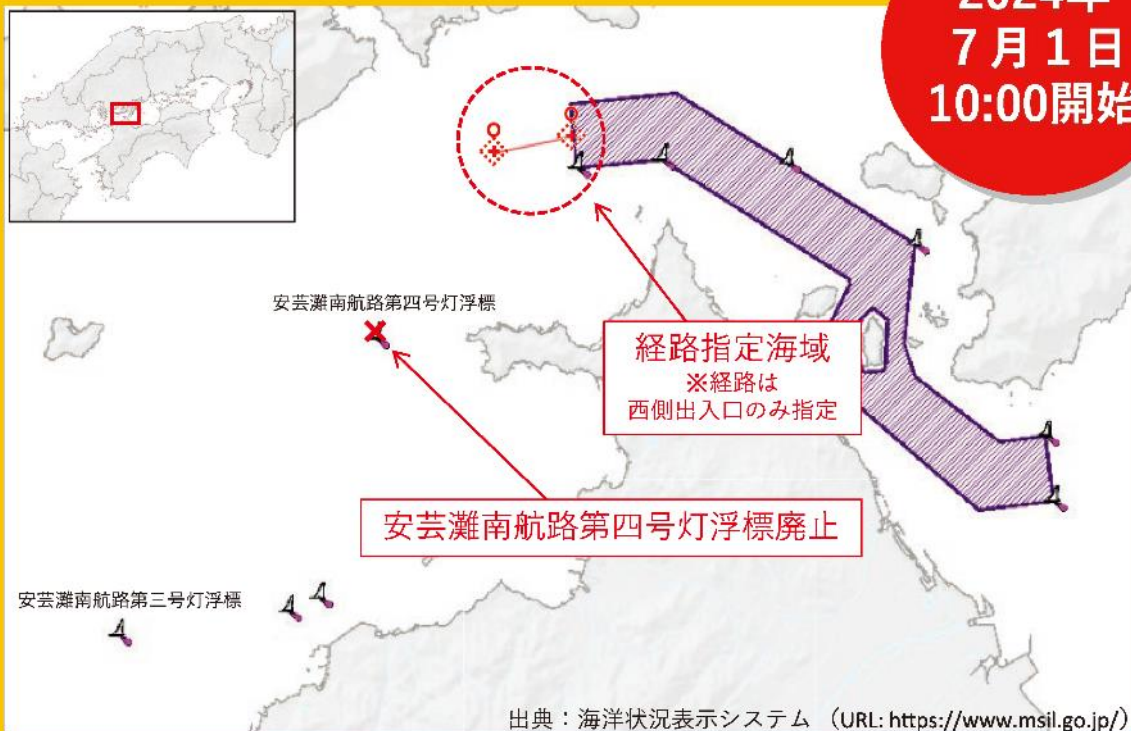


来島海峡航路に出入りする際の“経路”を新たに指定します

来島海峡航路を航行する船舶は、海上交通安全法第25条第2項に基づく告示により指定される経路によって航行する必要があります。
(経路の概要は裏面をご参照ください。)

経路の指定に合わせて安芸灘南航路第四号灯浮標を廃止し、付近の推薦航路を短縮します。

2024年
7月1日
10:00開始



経路の指定、バーチャルAIS航路標識の表示及び灯浮標の廃止等に係る詳細は、第六管区海上保安本部ホームページにてご確認ください。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/safety/kurushima-keiroshitei.html>

問い合わせ

第六管区海上保安本部交通部航行安全課
広島県広島市南区宇品海岸3丁目10-17
082-251-5111(代)



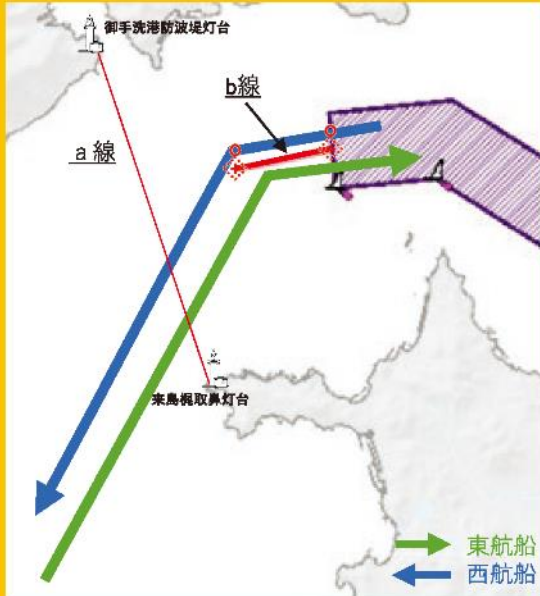
第六管区海上保安本部
ホームページ

2024年
7月1日
10:00開始

<経路の概要>

1. 来島海峡航路を西航し、a線を横切って航行しようとする船舶は、b線を横切ってはならない。
2. a線を横切り、来島海峡航路を東航しようとする船舶は、b線を横切ってはならない。

<北流時>



出典：海洋状況表示システム

<南流時>



※安芸灘南航路を通航する船舶の航行経路イメージ

経路両端の表示

経路は、バーチャルAIS航路標識により東端と西端を表示します。実際に灯浮標が設置されるものではありません。

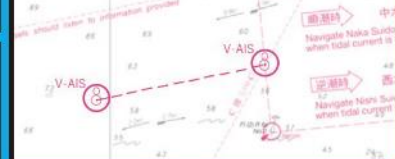
来島海峡航路西口AバーチャルAIS航路標識
V/KURUSHIMA-WEST-A
北緯34-09-24 東経132-53-55

来島海峡航路西口BバーチャルAIS航路標識
V/KURUSHIMA-WEST-B
北緯34-09-37 東経132-55-05

<レーダー画面(イメージ)>



<海図表記(イメージ)>



AIS非搭載船舶へのお願い

バーチャルAIS航路標識とは、実在しない航路標識をAISの信号により航海用レーダーや電子海図上にシンボルマークにして表示するものです。バーチャルAIS航路標識は、AIS非搭載船舶には表示されません。これら船舶は、最新の海図により経路を確認するとともに、GPSプロッター等への位置入力をお願いいたします。



令和6年3月作成